

2026年2月6日
明治大学国際日本学研究科

2027年度国際日本学研究科入学試験における変更点について

このことについて、2027年度(2026年度試験実施・2027年4月入学予定者)入学試験から、下記のとおり変更いたします。

記

1 対象研究科・課程

国際日本学研究科（博士前期課程／博士後期課程）

2 対象入試

一般、外国人留学生、社会人特別（一種）、3年早期卒業予定者 の各入学試験

※学内選考、社会人特別（二種）等の入学試験については、志願者本人から、

中野教務事務室へお問い合わせください。

3 変更点

（1）語学能力証明書の有効期間について（博士前期課程志願者のみ）

以下の通り、出願の際に有効な語学能力証明書の有効期間を変更します。

【現 行】

受験予定の筆記試験当日から過去2年以内に受験し、発行されたものが有効

【変更後】

出願期間ごとに指定します。

2027年度入学試験においては、次の期間に受験した試験の成績証明書が有効です。

2027年度Ⅰ期 入学試験 2024年8月1日～2026年5月31日

2027年度Ⅱ期 入学試験 2025年1月1日～2026年10月31日

（2）TOEFL iBTのスコアの取り扱いについて（博士前期課程志願者のみ）

2026年1月21日より、TOEFL iBTのスコアスケールが変更されることに伴い、下記のとおり同日以降にTOEFL iBTを受験した者のスコア基準を変更します。

【現 行】 TOEFL iBT 42以上

【変更後】 2026年1月20日までに受験した TOEFL iBT 42以上

2026年1月21日以降に受験した TOEFL iBT 3以上

次のページへ続きます。

(3) 日本語能力に関する出願の条件について（博士前期課程／博士後期課程 共通）

以下の通り、日本語能力に関する証明書を求めるに関する取り扱いを変更します。

※日本語能力に関する証明書は、日本語能力試験(JLPT)または日本留学試験(EJU)の提出を求めます。必要な級・スコアの基準に変更はありません。

【現 行】

日本国以外の国籍を有する者（特別永住者を除く）で、海外の大学・大学院のみを修了・卒業（見込みを含む）した者は日本語能力に関する証明書が必要です。

日本の大学・大学院を日本語で授業を受けて^(※1)修了した場合は免除しますが、日本語学・日本語教育学領域を志願する場合は提出が必須です。^(※2)

※1 日本の大学・大学院であれば、授業の言語は問いません。

※2 日本語学・日本語教育学領域を志願する場合でも、日本の大学を修了している場合は、日本語能力に関する証明書が不要になります。

【変更後】

日本国以外の国籍を有する者（特別永住者を除く）で、海外の大学・大学院のみを修了・卒業（見込みを含む）した者は日本語能力に関する証明書が必要です。

日本の大学・大学院を修了した場合は免除します。

4 その他

出願に際しては、当該年度の入学試験概要ならびに入学試験要項を必ずご確認ください。

以 上

本件に関する問い合わせ

中野教務事務室（国際日本学研究科担当）

電話：03-5343-8039

Mail : ggjs@mics.meiji.ac.jp